

○松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雇用機会の確保及び地域経済の発展を図るため、法人が市内に新たにテレワークを実施するためのサテライトオフィスを開設する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) サテライトオフィス 法人が本店事務所から離れた場所に貸事務所等を活用して開設した事務所であって、従業者がテレワークにより業務を行う就業場所たる事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に稼働中の事務所を有しておらず、市内にテレワークを行うためのサテライトオフィスを新規に開設したこと。
- (2) サテライトオフィスを取得又は賃借していること。
- (3) サテライトオフィスの開設から1年を経過していないこと。
- (4) サテライトオフィスの開設後、サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。
- (5) 開設したサテライトオフィスにおいて従業者が1人以上就労していること。
- (6) 本市及び本店事務所が所在する自治体に市税の滞納がないこと。

(暴力団の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団員（松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が意思決定に関与している法人
- (3) 前2号に該当する者からサテライトオフィスを賃借している者
- (4) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（補助対象補助等）

第5条 補助金の補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助期間
(1) 家賃補助事業	サテライトオフィスの賃借料（敷金及び礼金は含まない。）	2分の1以内。ただし、月額10万円を限度とする。	12月を限度とする。
(2) 施設整備等補助事業	サテライトオフィス開設に向けて実施する改修及び改築に要する経費並びに附帯設備の設置、備品購入及び物件取得に要する経費	2分の1以内。ただし、1回200万円を限度とし、備品購入の場合は20万円を限度とする。	1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次条第2項の規定により前項の表第1号及び第2号に掲げる補助対象事業に係る補助金を申請する場合は、補助金の限度額は200万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、対象年度ごとに市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要でないとする書類については、添付を省略することができる。

- (1) 会社の定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 本店営業所が所在する自治体（本市を除く。）の納税証明書
- (4) 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
- (5) 事務所の賃貸借契約書の写し（家賃補助事業に係る申請をする場合）
- (6) 施設整備等に係る経費を証明する見積書、設計書、カタログ等の写し（施設整備等補助事業に係る申請をする場合）

- (7) テレワーク勤務制度を実施していることを示す就業規則等の書類
 - (8) テレワーク従業者の就労条件等を示す雇用契約書、労働条件通知書、辞令等の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が前条第1項の表第1号及び第2号に掲げる補助対象事業に係る補助金の双方の交付を受けようとするときは、一の申請において同時に申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る家賃補助事業の対象となる補助期間が、次年度にまたがる場合は次年度の期間分に係る申請は次年度に申請するものとする。
- 3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該年度における補助金の交付額等を決定し、松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容を変更し、又はサテライトオフィスを廃止(補助期間満了前にサテライトオフィスにおける業務を取りやめることをいう。以下この条において同じ。)しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 申請内容の変更 松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)

(2) サテライトオフィスの廃止 松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金廃止承認申請書(様式第4号)

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

るときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により、交付決定者に通知するものとする。

(1) 申請内容の変更 松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書(様式第5号)

(2) サテライトオフィスの廃止 松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金廃止承認兼変更交付決定通知書(様式第6号)

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業を実施した各年度において、当該年度の末日までに、松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業に要した経費の領収書又はそれに類するもの

(2) 施設整備等の前後の状況が確認できるもの(施設整備等補助事業の場合)

(3) 従業者が就労していた事実を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、当該年度において交付すべき補助金の額を確定し、松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(重複補助の排除)

第13条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった場合には、重複して交付しない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月24日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第83号)

この告示は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則 (令和4年3月29日告示第115号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るもの及び令和3年度に改正前の松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定を受けたもののうち、補助期間が令和3年度から令和4年度までの期間中の12月であって、施行日以後に令和4年度分の補助金を申請するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市テレワークオフィス設置支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。